主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人坂元義雄の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由にあたらない。職権で調査するに、第一審判決には、日本住宅公団法三〇条、 一九条を摘示しない違法があり、また原判決には、これを看過した違法があるが、 いまだ刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四六年九月二三日

## 最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官